



平成28年7月29日、福島地方裁判所郡山支部で、ふるさとを返せ！津島原発訴訟の第2回口頭弁論期日が行われました。そこでは、2人の原告の方々による意見陳述、4人の弁護士による弁論が行われました。また、郡山市民文化センターでは、弁護団と原告団による、法廷に負けないくらいの熱い集会が行われました。

今号では、第2回口頭弁論期日に出席した原告の方及び弁護団員、また、この訴訟に協力してくださっている2人の学者(研究者)の先生からのメッセージをお送りします！

第2回口頭弁論期日の報告

弁護士 嶋田 久夫



2016年7月29日、照りつける暑さのなか、郡山駅前での訴えとビラ配り、裁判所までのデモ行進が行われ、その後、「ふるさとを返せ」訴訟の2回目裁判が行われました。

法廷での手続きは、まず佐々木やす子さんと石井絹江さんの2人が原告意見陳述をしました。佐々木さんは、福島原発事故の前後に亡くなられた夫と次男の眠る津島に帰れないつらさを、石井さんは、大切に育てていた乳牛を殺処分させざるを得なくなった悲しみを強く裁判官に訴えました。引き続いて、この日までに提出した原告らの主張書面について、厳しい時間チェックのもとに弁護士4名がその要点をまとめて口頭で説明しました。今回は、国と東電の責任を追及する論点を中心となっていました。今後は損害についての主張も提出し、本格的な論戦が続いて行くこととなります。

法廷での手続き終了後、裁判所2階の会議室で進行協議という手続きが行われ、裁判官をはさんで、原告と被告側で今後どのようなことを予定しているかについての話し合いをしました。全国各地で同様な裁判が行われており、論点も多くが共通しているので、高橋弁護士と白井弁護士が、被告らに対し、早期に反論を出すよう求めました。しかし、被告らの対応は実にのりくらりしており、曖昧な態度でした。特に東電は、「国からの主張と証拠の提出を待って、その上で東電としての主張を出す」という態度でした。これに対し、小野寺弁護士が東電の代理人に対し、強い怒りを込めて「東電は、今回の原発事故を引き起こした本人なのだから、もっと積極的に対応すべきじゃないか。それなのに、そんな人ごとみたいな態度では、



許すことは出来ない。次回9月の裁判で主張を出しなさい」と大きな声で詰問し、結局、東電は次々回の11月の裁判に主張書面を出すことになりました。それにしても、被告らには誠実性が見られません。

「天道是か非か」世の中に理不尽なことは多々ありますが、津島の皆さんにとって今回の福島原発事故ほど理不尽なことはないでしょう。何で裁判までしなければならないのか、と思っている方もいるでしょう。しかし、何ごとも声を上げなければ、その非理を正すことはできません。怒りと悲しみと様々な思いを込めて、裁判の内外で被告らの責任を追求する声を上げてゆきましょう。



トイレなきマンション～八ッ場ダムと原発

学者 梶原 健嗣



1997年の京都議定書で、日本は1990年比で6%のCO₂を削減することになり、「原子力発電」には新たな位置づけが与えられました。私が大学院に入ったのはそんな時代（2001年）でしたが、非常に違和感のある議論でした。違和感の理由は2つ。1つは原発事故の危険性、もう1つは「核廃棄物」です。

今となれば、「ここまで、国や東電は杜撰なことをしていたのか。これでは、事故は起きるべくして起きた」と思うのですが、当時は、「現実的な懸念」として私に強く意識されていたのは、核廃棄物の問題でした。いわゆる「トイレなきマンション」問題です。核廃棄物の問題に目処を立てず運転を続けている原発というシステムは、私には「ありえない無責任」でした。しかし、そうして動いているシステムは、原発だけではありません。ダムもそうです。

大学院に入って以降、結局、私はダムの問題に取り組むことになるのですが、ダムもまた、堆砂（ダム湖内に堆積する土砂）の問題を先送りしています。近代的なコンクリート式ダムが出来て、そろそろ100年になります。ダム湖内の土砂をどうするか、基本的な目処は立っていません。

高橋利明共同代表ほか、広田次男弁護士、嶋田久夫弁護士らと取り組んだ八ッ場ダムでは、もっと大きな「トイレなきマンション問題」がありました。八ッ場ダムが建設される吾妻川は、強酸性の河川で、毎年10億円かけて、人工的な中和策を1964年から続けています。まだダムが出来ていない中で、既に50余年、その中和策を続けています。

この中和策で「副生成物」が出ます。ダム堤体のコンクリートが溶けないためには、中和事業を未来永劫続けていく必要があります。そのためには、中和生成物を未来永劫処理していく必要があります。八ッ場ダムは、今年に入って基礎掘削などを始めた段階ですが、中和生成物の処理用地を既に80%以上使っています。安全に処理するため（砒素問題）には、処理用地には地理的な限界があるのですが、ダム開始以前に、既に、こんな袋小路に入りかけています。

私が知らないだけで、「トイレなきマンション問題」は、この国にはあふれているのかもしれない。悪循環を断つには、「責任の所在を明らかにすること」、これに尽きると思っています。微力ながら、責任班の一員として尽力します。宜しくお願いいたします。

学者としての使命

学者 長島 光一



帝京大学の長島光一です。帝京大学は東京にある大学で、郡山駅前にも大きな看板が出ている大学です。専門は、民事裁判、特に、原発訴訟など環境に関する裁判です。大学の研究者の仕事をご存じない方も多いと思いますが、論文を書いたり、現地調査をしたり、学会に所属する多くの研究者の間で議論を交わし日本の制度をよりよいものにするための提案をするほか、日々、大学生と接し、法学のことを教えています。

福島原発事故から5年が経過し、東京では、事故と被害のことが記憶から薄まっている人が多いのが実情です。しかし、問題は山積していますし、皆さんはまさしくその渦中にいます。実は、今教えている学生の中にも福島県出身者が多数います。彼らは、今、そして将来の福島を心配しています。こうした若者たちのためにも、何も手をうたずにいいのでしょうか。どうすればいいのかを考える中で、2014年12月、津島の現地を見に行かせていただきました。そこで、津島に住んでいる方々のお話をお聞きして、衝撃を受け、共感し、この方たちの想いを何とか実現したいと思いました。それ以降、この訴訟に注目し、協力できることがあればと思い、関わらせていただいております。

学者として、私は2つの使命をもっていると思います。一つが、多くの人に津島の問題を知らせるといことです。そのために、現地を見て、お話を聞き、原告の方々の声を忘れかけている人たちに伝え、また、研究者の中で問題提起をして、多くの人たちの間で問題意識を共有できればと考えています。

もう一つが、この訴訟で勝つために学者は何ができるのかということです。四大公害裁判以降、現地で困っている方がいるならば、その方たちを助けるための理論を構築していくのが学者の役割です。一人の人間として原告の方々の想いを何とか実現したい、そして、まだ駆け出しですが、一人の学者としてこの裁判で原告の想いが通じるように行動していきたい、そんな思いで、この訴訟に参加しています。これからもバックアップしていければと思っています。

7月29日、原告の意見陳述があり、私も法廷で傍聴しました。静寂の中で、大変胸を打たれる内容で、思わず感極まってしまいました。裁判は、一つ一つの積み重ねです。原告の皆さんの思いを、裁判で、そして社会に向かって伝えていきましょう！

原告のことば～原告意見陳述の一部をご紹介します～



原告 佐々木 やす子さん

息子は津島を愛しました。とても人なつこい性格で、部落のかたがたからも愛されました。将来は津島に帰って家業の農業をつぐと、ふだんから言っておりました。習志野の病院で病気と闘っているときも、「津島に帰りたい」と言い続けました。

ところが、夫が突然に自宅で吐血して亡くなりました。部落のかたがたが、葬儀一切を取り仕切って下さり、納骨まで済ませることができました。病院に早くもどれるようにと、片付けや両親の世話まで気づかってくれました。津島の、昼曾根の部落のかたがたは、大変なときに親身になって助けてくれます。私には、家族も同然の存在です。

息子は急速に癌におかされていきました。それでも、ひたすらリハビリに励みました。「津島にあるお父さんのお墓にお参りたい」。その一念が息子を動かしました。

懸命な努力で、自分の力で歩けるようになりました。病院の先生がたや関係者のだれもが驚きました。津島に帰りたいという息子の思いが強かった「あかし」です。

息子が亡くなったのは夏の盛りでした。それから6度目の暑い夏が、今また、めぐってまいりました。あんなに帰りがっていた津島に、生きているときは、一度も連れ帰ることができませんでした。無念です。息子も無念だったに違いありません。

夫や息子の眠る津島に、安心して帰りたいのです。自然豊かな津島に帰りたいのです。部落のかたがたといっしょに暮らす穏やかな生活を返してほしいのです。



原告 石井 絹江さん

津島の住民はみな、大量に被ばくしました。津島が高濃度の放射能におおわれていることを、政府も東電も知っていたのに、パニックになるからと情報を隠していたのです。避けられたはずの被ばくでした。とりわけ許せないのは、幼い子どもたちのことです。子どもたちは、ふだんどおり、屋外で元気に遊んでいました。

私には、三人の孫がいます。一番上は事故のとき小学校1年生。二番目は保育所。三番目は事故の年の5月に生まれています。上のふたりは屋外で被ばくしました。三番目の子は母親の胎内で被ばくしています。この子どもたちの健康に将来、影響が出るのではないか。その不安は抑えることができません。

孫たちが将来、白い眼で見られるのではないかと、という不安もあります。現に、上の子は避難先の小学校でいじめを受けました。まるで汚いもののように言われました。だれも近づこうとしません。「そばに来ないで。」と言われました。孫は、心に深い傷を受け、「津島小学校に帰りたい。」と言って、泣きました。登校拒否にまでなりました。

将来、この子どもたちの就職や結婚のとき、差別を受けるのではないかと、不安に苛まれます。居ても立ってもいられない気持ちになります。

もしも福島原発事故がなかったら、そういう不安もなかったはずで。

平成24年3月に役場を定年退職しました。定年後は、夫とともに乳牛たちの世話をしながら、裏山にある宝の山と畑で、さまざまな作物を育てて暮らすつもりでした。その準備もしていました。津島の豊かな自然のなかで、子どもたちや孫たちといっしょに、穏やかな毎日を送っていたはずで。すべてが台無しになりました。

台無しにしたのは国と東電です。国と東電は、原発は安全だと言いながら、原発事故を避けるための対策をしませんでした。

その責任をはっきりさせたいと思い、裁判に参加しました。

【津島原発訴訟弁護団 連絡先】

〒160-0022 東京都新宿区新宿 2-1-3 サニーシティ新宿御苑 10 階

電話：03-6273-0079 メール：tusima@iaa.itkeeper.ne.jp 事務局 池田 佳子

9月23日(金) 第4次提訴行動・第3回口頭弁論期日です！是非ご参集ください！！